

下関市監査委員公表第16号  
令和3年(2021年)6月1日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野 雅 弘  
同 大賀 一 慶  
同 香川 昌 則  
同 小熊坂 孝 司

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
環 境 部	環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課
消 防 局	総務課、警防課、予防課、情報指令課、 消防訓練センター、6消防署

2 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年2月28日までにおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和3年4月1日から令和3年5月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

## 6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

<b>環境部 環境政策課</b>	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
<b>環境部 廃棄物対策課</b>	
[指摘事項]	(1) 下関市手数料条例、下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例に規定された廃棄物対策課が所管する手数料を令和2年10月から窓口で徴収しているが、これらの収入に係る調定（事後調定）を行っていない。下関市会計規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。
[意見]	なし
<b>環境部 クリーン推進課</b>	
[指摘事項]	(1) 指定ごみ袋処理手数料及び粗大ごみ等処理手数料の未収に係る債権管理において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。 ア 債権管理簿が作成されていない。 イ 履行期限から長期間が経過しているが、督促を行っていない。
[指摘事項]	(2) 所管課は、大量の台数の車両（令和2年度時点でパッカー車33台をはじめ合計63台）を保有しているが、その管理が適切になされているとは言い難い状況であった。不適切な事例としては、自動車台帳及びじん芥収集車等台帳が更新されていないこと、じん芥収集車等運転作業日報がデータで管理されており、車両管理者が確認した形跡がないこと、1台のじん芥収集車等であっても、業務の種類によっては当該日報ではなく管内出張命令簿兼運転管理日誌を作成し、これを業務に応じた別の冊子に綴っているため、日々の連続性が途切れ、走行距離に数十キロメートルの記載もれが生じていることなどである。必要に応じて関係課と協議し、保有する車両を適正に管理されたい。
[意見]	なし

<p><b>消防局</b>  <b>総務課、警防課、豊浦西消防署、豊浦東消防署</b></p>	
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 印紙類の管理について、以下の不適切な取扱いが見受けられた。</p> <p>ア 新車購入時における自動車重量税印紙や救急救命士免許申請等の手数料を支払うための収入印紙等の受払が、管理帳簿に記載されていなかった。(総務課)</p> <p>イ 車検における自動車重量税印紙は、総務課が購入し、これを消防局内の車検の窓口となる各部署に渡しているが、印紙の管理帳簿は総務課にしか備えられておらず、また、管理帳簿に記載された日付は総務課が印紙を車検の窓口となる部署へ渡した日のみである。そのため、総務課が印紙を購入した日や、車検の窓口となる部署が車検業者へ印紙を渡した日が不明であった。(総務課、警防課、豊浦西消防署、豊浦東消防署)</p> <p>印紙類の管理帳簿には受払の都度、明確にこれを記載し、常に現在の状態を明瞭にされるよう適切な事務処理を行われたい。</p>	
<p>[意見]</p> <p>なし</p>	
<p><b>消防局</b>  <b>予防課、情報指令課、消防訓練センター、東消防署、中央消防署、西消防署、北消防署</b></p>	
<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>	

以上